

## 社会福祉法人虎千会 評議員・理事等の報酬に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人虎千会の理事長の報酬の支給及びその他役員等に対する報酬の支給について定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、理事長の報酬の支給とは定款第16条第2項、その他役員等の支給とは定款第5条に規定する評議員並びに第6条に規定する評議員選任・解任委員会委員、第16条に規定する理事及び監事、社会福祉法人虎千会苦情解決委員会要綱第6条により選任された第三者委員をいう。

### (報 酬)

第3条 理事長の報酬は年俸180万円とし、毎月12分の1を勤務の翌月25日に支給する。

2 その他役員等に支給する報酬は、日額3000円（源泉所得税控除後）とする。

### (報酬の支給方法)

第4条 その他役員等のうち法人と雇用関係にある者を除き、評議員会並びに役員会、評議員選任・解任委員会及び苦情解決委員会に出席した場合に、その都度支給するものとする。

### (その他)

第5条 この規程を改正、改廃するときは評議員会の議決を経るものとする。

### 附 則

この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 5月 1日から施行する。